

## 感染症に関する届出書

第三愛護園園長様

クラス

児童名

チェック	症名
	麻しん(はしか)
	インフルエンザ
	新型コロナウイルス感染症
	風しん
	水痘(水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱(プール熱)
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性肺膜炎菌感染症(肺膜炎菌性肺膜炎)

上記の感染症について、医療機関を受診したところ、受診記録のとおりでしたので、

年 月 日から登園いたします。

### [受診記録]

受診医療機関名			
最初の受診日	年 月 日	発症の確認日 注1	年 月 日

発症の確認日・・・発熱などの症状が最初に確認された日

インフルエンザ以外の場合、症状が回復した後、医療機関での受診後にご自身で次の欄を記入してください。

最終の受診日	年 月 日	治癒の確認日 注2	年 月 日
--------	-------	-----------	-------

治癒の確認日・・・子どもの症状が回復し、医療機関において集団生活に支障がないとされる日、又は  
その見込まれる日

年 月 日

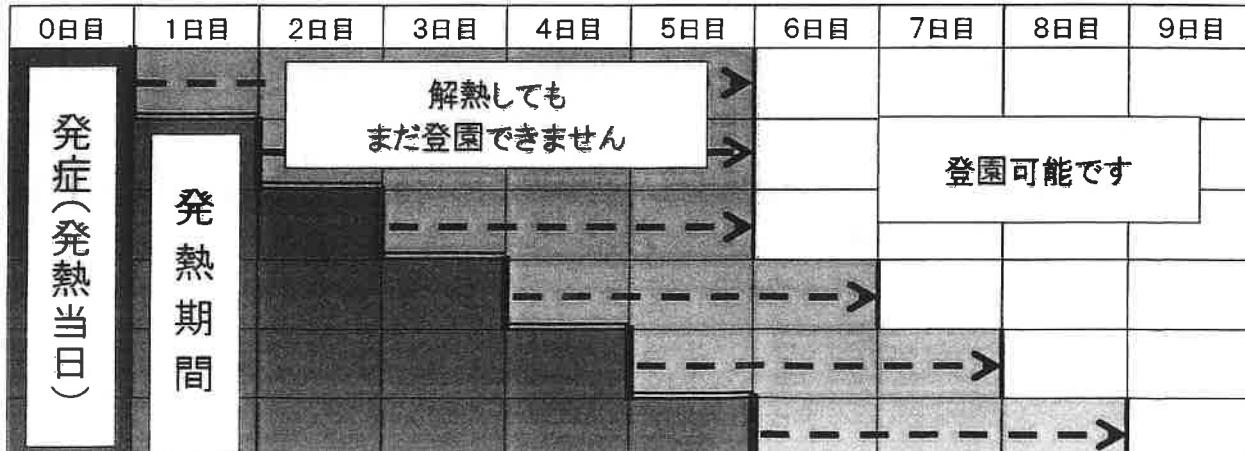
保護者氏名

(この様式は、医療機関での受診のうえ、保護者の方が記入してください。)

(参考：登園の制限のある感染症と登園のめやす)

症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ ※1参照	症状がある期間（発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	発症後5日経過し、かつ解熱後2日経過していること（幼児にあっては、3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	症状がある期間（発症後3日間が最も感染力が強い）	発症後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※1 インフルエンザの登園可能日について



※インフルエンザの場合は、保護者の方が体温を計測、確認し、登園の可否を判断してください。